毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目　次

ページ

告示

○保安林の指定の解除（八五五・鹿角地域振興局農林部）……1
○大規模小売店舗の名称、設置者等の変更に関する届出（八五六・商工業振興課）……1
○争議行為の予告（八五七・労働政策課）……2
○道路の供用開始（八五八・道路環境課）……2
○秋田県収納代理金融機関の指定の取消し（八五九・会計課）……3
○秋田県収納代理金融機関の指定（八六〇・会計課）……3

告　示

秋田県告示第八百五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次の森林について保安林の指定を解除する。

平成十五年十月二十一日

秋田県知事　寺　田　典　城

森林の所在場所				全面積		保安林面積	保安林解除面積見込み	指定の目的	解除の理由
郡市	町村	大字	字	地番	台帳（平方メートル）	見込み（ヘクタール）	見込み（ヘクタール）	（ヘクタール）	
鹿角市		八幡平	鮫沢	十三の一	一六九、七〇五	二〇・〇〇〇〇	二・四〇〇〇	〇・〇五九九	なだれの危険の防止	道路用地とするため

（関係図面は、省略し、農林水産部森林整備課及び鹿角地域振興局農林部並びに鹿角市役所に備え置いて縦覧に供する。）

秋田県告示第八百五十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成十五年十月二十一日

秋田県知事　寺　田　典　城

一　届出事項の概要

(一)　大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

大和工商リース株式会社　代表取締役　梶　本　六　夫

大阪府大阪市中央区本町橋五番二十号

(二)　大規模小売店舗の名称及び所在地

フレスポ横手

横手市安田字向田百七十四番一ほか

㈢　変更した事項
(1)　大規模小売店舗の名称
ア　変更前　クレッセ横手
イ　変更後　フレスポ横手
(2)　大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
ア　変更前　有限会社ドラッグマート
能代市落合字上悪土百七十二番地
代表取締役　加　賀　秀　徳
イ　変更後　株式会社ツルハ
北海道札幌市東区北二十四条東二十丁目一番二十四号
代表取締役　鶴　羽　樹
㈣　変更の年月日
平成十五年十月二日
㈤　変更する理由
(1)　大規模小売店舗の名称
商標登録のため
(2)　大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
小売業者の自己破産による
二　届出年月日
平成十五年十月九日
三　関係書類の縦覧場所及び期間
㈠　縦覧場所
県庁第二庁舎一階　県政情報資料室
横手市役所　商業観光課
㈡　縦覧期間
平成十五年十月二十一日から平成十六年二月二十三日まで
四　意見書の提出先
秋田市山王四丁目一番一号　秋田県産業経済労働部商工業振興課
五　意見書に添付する書面に記載すべき事項
㈠　意見を述べる者の氏名及び住所
㈡　意見の対象となる大規模小売店舗の名称
㈢　意見を述べる理由

秋田県告示第八百五十七号

平成十五年十月九日秋田県厚生連労働組合中央執行委員長中村秀也から次のとおり争議行為を行う旨の通知を受けたので、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第十条の四第四項の規定に基づき、公表する。

平成十五年十月二十一日

秋田県知事　寺　田　典　城

一　事件
㈠　賃金の改善に関すること。
㈡　諸手当の改善に関すること。
㈢　要員確保に関すること。
㈣　労働条件の改善に関すること。
二　日時
平成十五年十月二十三日以降事件解決の時まで連日又は短時間にわたって行う。
三　場所
鹿角市花輪字八正寺十三番地　鹿角組合総合病院
北秋田郡鷹巣町花園町十番五号　北秋中央病院
能代市落合字上前田地内　山本組合総合病院
山本郡山本町森岳字田尻百七番地　山本組合総合病院
南秋田郡八郎潟町川崎貝保三十七番地　森岳診療所
秋田市飯島字西袋二百七十三番地一号　湖東総合病院
本荘市川口字家後三十八番地　秋田組合総合病院
大曲市通町一番三十号　由利組合総合病院
横手市駅前町一番三十号　仙北組合総合病院
湯沢市表町三丁目三番十五号　平鹿総合病院
秋田市八橋南二丁目十番十六号　雄勝中央病院
秋田県厚生連本所
四　概要
救急外来患者、入院中の重症患者、人工透析、検診、人間ドック、訪問看護、リハビリ教室、デイケア及び予約検査のための保安要員を除く全部又は一部の組合員によるストライキその他の争議行為を行う。

秋田県告示第八百五十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成十五年十月二十一日

秋田県知事　寺　田　典　城

一　供用開始の区間

道路の種類	路線名	区間
一般国道	百八号	雄勝郡雄勝町秋ノ宮字中山二三五番三地先から字ヘクリ一七〇番二地先まで

二　供用開始の期日　平成十五年十月二十二日

三　供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一)　場所　建設交通部道路環境課

(二)　期間　平成十五年十月二十一日から同年十一月四日まで

秋田県告示第八百五十九号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十八条第四項の規定による秋田県収納代理金融機関の指定を次のとおり取り消したので、同条第九項の規定に基づき、告示する。

平成十五年十月二十一日

秋田県知事　寺　田　典　城

名称	所在地	取消年月日
秋田県労働金庫	秋田市山王四丁目四番十三号	平成十五年九月三十日

秋田県告示第八百六十号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十八条第四項の規定により、次のとおり秋田県収納代理金融機関を定めたので、同条第九項の規定に基づき、告示する。

平成十五年十月二十一日

秋田県知事　寺　田　典　城

名称	所在地	取扱事務の範囲	取扱開始年月日
東北労働金庫	秋田市山王四丁目四番	県税及び税外収	平成十五年十月一日
秋田支店	十三号	入金の収納事務	
東北労働金庫大館支店	大館市桂城八番地十四		
東北労働金庫横手支店	横手市梅の木町十七番七号		
東北労働金庫能代支店	能代市万町九番二十五号		
東北労働金庫湯沢支店	湯沢市字小豆田百三十三番地十五		
東北労働金庫大曲支店	大曲市金谷町五番二十号		
東北労働金庫本荘支店	本荘市出戸町字瓦谷地一番地二		
東北労働金庫鹿角支店	鹿角市花輪字小深田二百七十八番地三		
東北労働金庫鷹巣支店	北秋田郡鷹巣町旭町四番三十三号		
東北労働金庫土崎支店	秋田市土崎港中央三丁目十二番七号		
東北労働金庫秋田駅前支店	秋田市中通六丁目七番三十六号		
東北労働金庫角館支店	仙北郡角館町岩瀬字水ノ目沢九十一番地一		

正誤

平成十五年九月十九日付け秋田県公報号外第一号掲載の秋田県公告（印刷誤り）

ページ	段	行	誤	正
一	上	後ろから七	告示	公告

発行者　秋田県
秋田市山王四丁目一番一号
購読料金　一月三千五百円

印刷所　秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社　松原印刷社
電話(862)八七六六　FAX(863)〇〇〇五
E-mail:matsubara@matsubarainsatsu.co.jp
印刷者　秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄

R100 古紙配合率100%